別表第二（第三条関係）

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十二	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	十四	栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	四	自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む。
専門分野	基礎作業療法学	五	職場管理、作業療法教育及び職業倫理を含む。
	作業療法管理学	二	
	作業療法評価学	五	医用画像の評価を含む。
	作業療法治療学	十九	喀痰（かくたん）等の吸引を含む。
	地域作業療法学	四	臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。
	臨床実習	二十二	実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行うこと。また、医療提供施設において行う実習時間のうち二分の一以上は病院又は診療所において行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上行うこと。
合計		百一	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十単位以上及び専門分野三十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二（第三条関係）

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 （新設）	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十二	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	十二	（新設）
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	二	（新設）
専門分野	基礎作業療法学 （新設）	六	（新設）
	作業療法評価学	五	（新設）
	作業治療学	二十	（新設）
	地域作業療法学	四	
	臨床実習	十八	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
合計		九十三	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十八単位以上及び臨床実習以外の教育内容七十五単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十六単位以上及び専門分野三十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。